

日本歯技

The Journal of the Japan Dental Technologists Association

April 2023

4

特集

一人親方で歯科技工所を営む歯科技工士のための 労災保険特別加入のご案内

学術

- テクニカルレビュー
IOSを活用したデジタルデンティストリー
- テクニカルレポート
デジタル技術を活用した歯科技工における進化モデルの構築について



Yoh3

「春に恋して」 大志田 洋子



公益社団法人
日本歯科技工士会
JAPAN DENTAL TECHNOLOGISTS ASSOCIATION

<https://www.nichigi.or.jp>

一人親方で歯科技工所を営む歯科 技工士のための労災保険特別加入 のご案内

2023年（令和5年）4月1日から、一人親方の
歯科技工士の皆さんのが労災保険に加入できます。

本誌3月号でご案内の通り、日本歯科技工士会の活動により、一人親方で歯科技工所を営む歯科技工士の方々が、本年4月1日からこれまで加入できなかった国の労働者災害補償保険（労災保険）に加入できることになりました。

労災保険は、お仕事中だけでなく、移動途中での災害等も補償される制度です。対象となる日本歯科技工士会会員の皆さまは未入会の方よりも加入時費用が軽減されますので、本特集記事をご覧いただき、ぜひご加入ください。

＜一人親方の労災保険特別加入 11の特徴＞

1. 医療費(10割給付)・休業補償・障害補償・遺族補償などなど
2. 特別加入保険料率は“一般事務職”と同率=3/1000
3. 業務上のケガ・心因疾病や集配時の交通事故 も対象
4. 割安な保険料で、民間保険では全く及ばない手厚い給付範囲
5. 保険料（掛け金）は社会保険料控除の対象（所得控除）、入会金および年会費は必要経費（諸会費）で処理
6. 加入年齢は問わない（何歳でも入ることができる）
7. 特別加入制度は政府管掌の公的保険制度
8. 加入窓口は日本歯科技工士会に置く独立会計のセンター（全国歯科技工士労災保険センター）
9. 加入実務は専門の労働保険事務組合（厚生労働大臣認可）+社会保険労務士事務所
10. 長年できなかった「自営者自身の労働災害補償」が実現
11. 労災申請手続きの際の電話・メールによる充実したサポート体制

◎特別加入制度のしおり（一人親方の自営業者用） | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>



◎加入専用サイトおよびお問合せ先について

加入をご希望の方や労災保険特別加入に興味のある方は、「全国歯科技工士労災保険センター」Webサイト（<https://shikagikoushi-rousai.org>）および事務局Tel：03-5761-8338（受付時間：平日 9時～17時）までお問合せください。

全国の一人親方の歯科技工士も、国の労災保険に特別加入できるようになりました！

労災保険の特別加入制度とは？

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。

労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入の対象となる歯科技工士は？

一人親方の歯科技工士が対象です。

*日本歯科技工士会(日技)の会員のみならず、未入会の全国の歯科技工士の方々も対象。

*歯科技工に係る事業において労働者(パート、アルバイトを含む)を1年のうち100日以上雇用している場合は、中小事業主としての特別加入となり、この特別加入は対象外。

特別加入することのメリットは？

お仕事中だけでなく、取引先への移動途中での災害も補償されます。

国の保険なので手厚い補償が受けられます。

- ① 業務によるケガや病気(感染症、心因疾病等)の治療費や薬代は無料
- ② 業務によるケガや病気(感染症、心因疾病等)で休業している間の休業補償給付
- ③ 治療後に障害が残った場合の障害補償給付
- ④ お亡くなりになった時の遺族補償給付

加入に係る費用は？

加入希望月から保険年度末(3月末)までの費用は、選択する「給付基礎日額(※1)」および会員種別(※2)によって異なります。

※1：一般的には所得水準に見合った額、例えば年収730万円の方の場合は、年365日で割った2万円を目安に選択することをお薦めしますが、どの給付基礎日額にされるかは任意でお選びいただけます。

〈給付基礎日額に対する保険料表〉

(単位：円)

給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料
3,500	3,831	7,000	7,665	12,000	13,140	20,000	21,900
4,000	4,380	8,000	8,760	14,000	15,330	22,000	24,090
5,000	5,475	9,000	9,855	16,000	17,520	24,000	26,280
6,000	6,570	10,000	10,950	18,000	19,710	25,000	27,375

※2：歯科技工士の業務において「粉じん作業」を行う場合で、かつこれまでに「粉じん作業」に従事した期間が通算で3年以上ある場合には、特別加入の申請の際に「加入時健康診断」を受ける必要があります。

〈会員種別と経費一覧〉

(単位：円、不課税)

会員種別		入会金*	年会費*	更新料	備考
日技会員	第1種会員	0	9,600	0	「粉じん作業」に該当しない方
	第2種会員	2,000			「加入時健康診断」が必要な方
日技 未入会員	第3種会員	3,000	年度途中の加入 (800円×年度末までの月数)	1,500	「粉じん作業」に該当しない方
	第4種会員	5,000			「加入時健康診断」が必要な方

* 入会金には加入時健康診断事務手数料が含まれます。

* 保険料は全額国庫へ納付します。なお、年会費等は特別加入団体としての申込窓口や行政対応、安全衛生研修、並びにWebサイトの運用等全ての運営費を賄う為の財源となりますので、ご理解願います。

加入手続きについては？

日本歯科技工士会は、全国の一人親方の歯科技工士の方々が労災保険の特別加入制度を利用できるよう、労災保険特別加入団体として「全国歯科技工士労災保険センター」を設立し、その窓口を通じて加入手続きを行うこととなりました。

1 「全国歯科技工士労災保険センター」のWebサイトからお申し込みいただけます。

<https://shikagikoushi-rousai.org>

2 ご本人が日技会員あるいは未入会の方、並びに「粉じん作業」に該当しない方、あるいは「粉じん作業」に該当し「加入時健康診断」が必要な方かを選択いただきます。

続いて「給付基礎日額」「加入希望月」を入力されると、保険年度末までの費用（労災保険料、入会金、年会費）が案内されます。

3 あとはご本人の情報を入力していただきますと「お申し込み」手続きが完了し、労災保険料等の請求額、振込先口座等の請求案内メールが届きます。

4-1 費用のお支払いが確認できましたら、当センターが監督官庁へ労災申請手続きを行います。
「粉じん作業」に該当しない方については、「労災保険特別加入者証(※)」を発行します。
※マイページから加入者証を確認できます。万一に備え、いつでも確認できるように、この電子特別加入者証は画像として携帯端末等に保存することをおすすめします。

4-2 「加入時健康診断」が必要な方については、加入時健診に係る書類一式が届きますので、速やかに指定病院に健診予約を取っていただき、受診ください。
健診結果は労働局に送達され、特別加入に対する承認・不承認の判断がなされます。承認の場合は「労災保険特別加入者証(※)」を発行しますが、不承認の場合は保険料等を返戻します。

本 部 〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町21-5 歯科技工士会館内

事務局 営業日 月曜日から金曜日（休日：土曜日、日曜日、祝日等）

時 間 平日9:00～17:00

Tel : 03-5761-8338

jimukyoku@shikagikoushi-rousai.org

Fax : 03-5497-1475

労災保険 誰に どんな募集?

一人親方労災保険特別加入
—歯科技工士—



Q1

「一人親方の歯科技工士が労災保険に入れるようになった」と聞いたけど、誰に、何を募集しているの?

A1

労災保険の正式名称は「労働者災害補償保険」です。つまり労災保険は“労働者”的な制度。

けれども労働者に加えて、自営である一人親方やフリーランス等の一定の方々を対象に『特別加入』が認められています。そして今回、自営である一人親方の歯科技工士も「労働災害補償」を受けることができることになりました。

Q2

労働災害って、どういう内容ですか?

A2

仕事中や通勤中のケガ、病気です。仕事を原因とする傷害や疾病と認定されれば、補償を受けることができます。ここでいうホショウは、保証ではなく、補償。損害をつぐなう、埋め合わせをする意味です。

一人親方の事業主である歯科技工士は自分自身が労働者ではありませんので、この特別加入ができるまでは、“自分の損害”を自分がつぐなう、埋め合わせをするという構造でした。だから、労災保険に入れなかったのです。

Q3

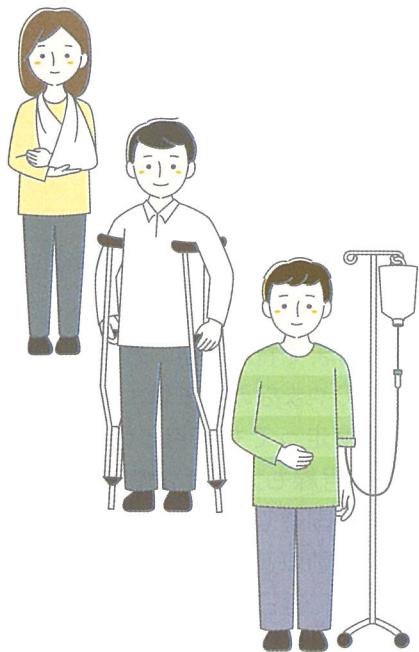
自営の一人親方ですが、健康保険には入っていますが…?

A3

健康保険は、基本的に自己負担が3割です。

労災保険には健康保険の3割負担のような個人負担分はありません。健康保険は、基本的に自己負担が3割で、保険部分は7割です。労災保険は基本的に自己負担はゼロ割で、労災保険から10割が支払われます。また“休業補償の給与基礎日額”を自分で決め、加入も保険料率にも年齢制限はありません。

労災保険	一般加入 (歯科技工所で雇用される従業員)	特別加入 (歯科技工所の一人親方)
加入義務	強制加入(経営者に加入手続き義務)	任意加入(自分で判断)。給付基礎日額も自己選択
保障額	業務災害・通勤災害共に一律	加入者ごとに選択された給付基礎日額に応じた額
加入手続き	労働基準監督署に保険成立届を提出	労働保険事務組合(全国歯科技工士労災保険センター事務局)を通じて加入申請書等を提出
加入時健診	なし	これまでの粉じん作業従事状況により、健診に有無



Q4

自営だから取引先に車で往復しています。毎日数時間は運転しているけど、保険料の率は?

A4

保険料率は、業種ごとに幅があります。自動車での運送事業者は 12/1000。1.2%です。

今回認定された歯科技工士は 3/1000。これは、ずっとラボに居たままでも、毎日 6 時間運転していても変わりません。「掛け率」は0.3%、運送業の4分の1です。

Q5

後遺障が残ったり、死ぬようなことがあったら、年金や遺族への給付はありますか?

A5

後遺障害に対しては、障害等級第1級から第7級には障害補償年金が支給され、第8級から第14級には障害補償一時金が支給されます。

労災が原因で亡くなった場合には、遺族は労災保険から給付金を受け取れます。この労災遺族給付は、国が亡くなった労働者の遺族を経済的に支援するための仕組みです。そのため仮に亡くなった本人に過失があっても、故意や恣意的行為による災害でなければ家族の受給に支障はありません。

Q6

事前に健康診断を受けるのでしょうか?

A6

特別加入後まもなく確認された疾病や、特別加入前すでに罹患していた傷病について保険給付を行うといった不合理が生じないように、保険給付を適正に行い、特別加入制度の健全な運営を図るため一定の方には受診が求められています。この加入時健康診断の費用は国が負担しますが、健康診断事務手数料は生じます。